

国税通則法施行規則第 15 条第 1 項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第 23 号

国税通則法施行規則第 15 条第 1 項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成 28 年国税庁告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 14 日

国税庁長官 青木 孝徳

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
[1 ～65 の 3 略]	[同左]
66 租税特別措置法第 70 条の 7 第 3 項第 12 号(同法第 70 条の 7 の 5 第 3 項又は租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 40 条の 7 の 8 第 27 項第 2 号において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書	66 租税特別措置法第 70 条の 7 第 3 項第 12 号(同法第 70 条の 7 の 5 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により提出する届出書
67 租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 3 項第 12 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項、第 70 条の 7 の 6 第 3 項若しくは第 70 条の 7 の 8 第 3 項又は租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 10 第 25 項第 2 号において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書	67 租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 3 項第 12 号（同法第 70 条の 7 の 4 第 3 項、第 70 条の 7 の 6 第 3 項又は第 70 条の 7 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書
[68・69 略]	[同左]
70 租税特別措置法施行令第 18 条の 7 第 9 項の規定により提出する書類	70 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 18 条の 7 第 9 項の規定により提出する書類
[71～73 略]	[同左]
73 の 2 租税特別措置法施行規則第 13 条の 3 第 14 項の規定により提出する書類	73 の 2 租税特別措置法施行規則第 13 条の 3 第 13 項の規定により提出する書類
[73 の 3 ～81 略]	[同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	